

令和7年度 第1回苫小牧市文化財保護審議会 会議概要

日 時：令和7年7月3日（木） 15：00～15：30

会 場：苫小牧市役所第2庁舎2階北会議室

○出席委員 簗島会長、明村副会長、菊地委員、種石委員、佐藤委員
野村委員 五十嵐委員
7名出席 （欠席3名：保坂委員、中村委員、林崎委員）

○教育委員会（事務局） 生涯学習課 田中課長、斉藤課長補佐
南部谷主査
美術博物館 藤原館長、佐藤主任学芸員

-
- 1 開 会
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 教育長挨拶 教育長 山本 俊介
 - 4 委員自己紹介
 - 5 文化財保護審議会委員の役割について

《事務局説明》

苫小牧市文化財保護条例をご覧ください。まずは、文化財の指定について、第6条第1項にて、教育委員会が苫小牧市の文化財を指定することができる」と明記しており、その文化財の指定については3項にありますとおり、『文化財保護審議会（当会）に諮問しなければならない』となっております。文化財の指定につきましては、教育委員会からの諮問に対し、審議会から答申をすることが必要であり、そのために必要な委員会となっております。

また、第15条には『教育委員会の附属機関として、苫小牧市文化財保護審議会を置く』と規定されており、その上で第2項にて「教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議するほか、これらに関する事項について教育委員会に建議することができる」と定められており、文化財に関する教育委員会からの諮問についても協議する機関となります。

本審議会の役割につきまして、条例で明記されており、文化財全般について、教育委員会からの諮問に対し、協議し答申等をする機関となっております。

6 議 事

(1) 会長・副会長の選出

⇒先例に従い、事務局一任ということで提案。

会長に箕島委員、副会長に明村委員を選出。全体で承認される。

(2) 審議会のあり方と進め方の確認

⇒条例にある、役割に加え、審議会としても教育委員会に推薦すべき文化財の推薦についても検討していくことを提案する。

《事務局説明》

役割についてご説明させていただきました。審議会の本来の役割は、教育委員会から諮問を受けた文化財関係の審議、答申が主な任務となっております審議会のさらなる活用としての昨年来より進めたきましたあり方と進め方について提起させていただきたいと思います。

(3) 現在審議中の文化財について経過と今後の協議

《事務局説明》

審議中の文化財の内容等について説明。協議会の開催回数について、2～3回を考えている。

(4) その他

7 そ の 他

8 閉 会